

第3章 総合的な施策展開

「子どもの貧困対策」は様々な分野の施策を総合的に展開する必要があります。

第3章では、「あるべき姿」を実現するために講じる総合的な施策展開を記載しました。

＜あるべき姿1＞ 「すべての子どもが安心して過ごすことができる」

◇保護者の自立・就労支援と養育環境の整備

＜就業支援＞

- 県内4福祉事務所に設置する就業支援員がひとり親からの就業相談への対応や、就業情報の提供、職業紹介等を行うとともに、資格取得のための給付金の支給や入学金等の貸付、技能習得のための講習会の開催、高卒認定資格試験合格に向けた学び直しに対する助成などにより、ひとり親の就業を支援し、子どもの健やかな成長に必要な収入の確保を応援します。
- 企業訪問による求人開拓とともに、地方事務所においてハローワーク求人情報を活用した職業紹介等を実施し、子育て期の女性やシングルマザーなどの就職を支援します。
- 市町村等と連携した身近な地域での就業相談などにより、子育てなどを理由に離職した女性の再就職を支援します。
- 短時間正社員制度や在宅勤務制度など多様な勤務制度の導入や職場環境の改善に取り組む企業を職場いきいきアドバンスカンパニーとして認証し、企業の取組を広く発信します。

＜生活就労支援＞

- 市と連携して全県23箇所に設置した「生活就労支援センター」で、生活困窮者からの相談に対応するとともに、住居確保給付金の支給による住居の確保、就労に向けた準備支援、住居喪失者に対する一時的な宿泊場所や衣食の供与、家計再建に向けた相談など、それぞれの方の状況に応じて自立・就労に向けたきめ細かい支援を行います。
- NPO等の民間支援団体が実施する生活困窮者の居場所の確保等の取組に対して助成します。
- 生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、就労自立給付金の支給、就労支援員の配置等により、生活保護受給者の自立を促進します。

＜養育環境整備＞

- 保健福祉事務所の母子・父子自立支援員による生活全般の相談支援、支援施策に関する情報提供や生活安定のための講習会の開催、家庭生活支援員の派遣などにより、ひとり親家庭の生活・子育てを支援します。
- ひとり親家庭に支給する児童扶養手当の第2子以降の加算額を増額するほか、母子父子寡婦福祉資金のうち子どもの修学資金の貸付限度額を増額や返済期間の見直しを行い、経済的負担の軽減を一層図ります。
- 児童手当の支給を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。
- ひとり親家庭の医療費について、自己負担額に対する助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭等の県営住宅への入居に際しては、優先入居を行うとともに所得等に応じて家賃減免を行い、自立に向けた住居の確保を支援します。

- ひとり親家庭等のうち低所得世帯の保育料、複数の子どもの同時入所による第2子以降の保育料、複数の子どもの同時入所を要件としない低所得世帯の第2子以降の保育料、複数の子どもの同時入所を要件としない第3子以降の保育料を軽減します。
- 子育て世代包括支援センターの運営を支援し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点づくりを推進します。
- 地域における多様な保育や子育て支援事業の担い手となる子育て支援員の育成を図ります。
- 子どもが望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を実践できるようにするため、栄養教諭の配置拡充などにより学校における食育を一層推進します。
- 健全な食生活を通じて子どもたちの健やかな成長を図るため、県民大会・地域フォーラムの開催等を通じ、関係機関と連携して食育の推進を図ります。

◇子ども・家庭への支援

<家庭の補完機能の充実>

- 放課後や休校日等に保護者が家にいない子どもが安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後こども教室の運営・整備を支援します。
- 食事が不十分であったり、帰宅後に子どもだけで過ごすことが多い貧困家庭等の児童に対し、企業等から寄贈された食材を活用して食事を提供するとともに、学習支援や相談などの一場所多役の居場所づくりを行います。

<児童養護施設における家庭的養護の推進>

- 社会的養護が必要な子どもたちが、特定の大人との愛着関係の下で健やかに育ち、自立に向けた意欲を持つことができるよう、里親の下やファミリーホームで生活する子どもの増加、児童養護施設の小規模化・地域分散化など、家庭的養護の推進を図ります。

<支援機能の強化>

- 子ども支援センターを設置し、チャイルドラインなど様々な子どもに関する相談機関と連携しつつ、経済的な困難を抱える世帯の子どもや保護者からの相談に応じ、支援機関につなぐなど具体的な対応を行います。
- 学校生活に関する様々な問題の改善を図るため、「学校生活相談センター」を設置し、臨床心理士の配置や24時間電話対応による児童生徒の悩みに寄り添う電話相談を実施します。
- スクールカウンセラーを学校に配置し、子どもからの相談に応じるとともに、教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置して福祉機関等との調整を行うことにより、経済的な問題により困難を抱える子どもを学校で早期に把握し、福祉につなぐ仕組みを構築します。
- 児童相談所において、経済的な問題を含めた養護相談に応じるとともに、放任や養育困難な状況に置かれた子どもに対しては速やかに一時保護や措置を行うなど、経済的な問題により困難を抱える子どもの救済を図ります。
- 虐待相談対応等児童相談所の業務量増大に対処するため、児童相談所広域支援センターを設置し、体制の強化を図ります。

- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた職業生活設計の個別相談、就職情報の提供、職業紹介の機能を強化し、就職に悩みを抱える若者等の職業的自立を図ります。
- 県内の未就職の若者等を対象に職場実習を含む研修を実施し、企業が求める人材を育成して若者の正社員としての就労を促進します。

＜あるべき姿2＞ 「すべての子どもが学びたいことを学ぶことができる」

◇教育に伴う経済的負担の軽減

＜高等学校等＞

- 高校教育の機会均等に資するため、経済的負担を軽減する必要な世帯の子どもの高校授業料に充てるための就学支援金を交付します。また、中途退学者が再入学した場合も同様に支援金を交付し、学び直しを支援します。
- 私立高校や私立専門学校の授業料等の減免を行う学校法人に対して補助を行うとともに、経済的な支援が必要な私立専門学校生に対して、修学支援アドバイザーを配置し修学を支援します。
- すべての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、住民税非課税世帯の保護者に「奨学のための給付金」を支給し、授業料以外の教育費(教材費、修学旅行費、部活動費など)負担軽減を図ります。
- 経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金や遠距離通学費を貸与します。
- 高校の定時制課程や通信制課程への修学を奨励するため、修学奨励金の貸与や教科書等の購入費の補助を行うとともに、夜間定時制高校の夜食費の一部を負担します。
- 特別支援学校の高等部生について、保護者の経済的負担を軽減するため、教科用図書等の購入費など就学に係る経費を補助します。

＜大学等＞

- 経済的な理由で大学への進学が困難な生徒を支援するため、県内の大学・短大に進学する際の入学金等の一時金に対して奨学金を給付します。
- 民間企業からの寄付金を基にした奨学金制度により、児童養護施設に入所又は里親への委託措置を受けていた子どもの大学、短大等への進学を支援します。また、経済的困難を抱えながら、県内大学に進学した学生に対し、在学中の修学資金を支給します。
- 児童養護施設等を退所又は里親等への委託措置を解除された児童が安定した生活基盤を築き、円滑に自立していけるよう、就職や大学等に進学する際の生活費等に対して、返還免除型の資金の貸付けを行います。
- 介護福祉士、看護師、保育士養成施設に在学する学生に対し、返還免除型の修学資金を貸与することにより、修学を支援します。

◇貧困の連鎖を断つ「学ぶ力」づくり

＜幼児教育＞

- 学ぶ力の基礎を作るために重要な乳幼児期に質の高い保育・教育サービスを受けられるよう、保育所や幼稚園、認定こども園における系統的な研修の実施により、保育士・幼稚園教諭の資質向上に取り組めます。

- 家庭環境等に左右されず、全ての子どもが自然や地域資源を活用した多様な体験を通して、豊かな幼児期を過ごすことができるように、「信州やまほいく」(信州型自然保育)の普及に取り組みます。

＜小中学校＞

- 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うため、30人規模学級編制や小人数学習集団編成等に必要な教員を配置し、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ります。
- 保護者や地域住民が学校運営に参画し、学習支援や教育環境の整備などの教育活動を支援する「信州型コミュニティスクール」の設置を推進します。
- 中学生の家庭学習の工夫・改善に関する研究により、新たな家庭学習モデルの普及を図ります。また、教員の部活動指導の負担を軽減することにより、教員が放課後に補充的な学習サポートを行う時間を確保する取組を行うなど、学校における家庭学習・補充学習の取組を強化します。
- 経済的・精神的に不安定なひとり親家庭の子どもに対し、学習環境の定着を図るため、子どもの居場所の中で、学習支援ボランティアを活用した学習支援や進路相談を行います。
- 経済的な理由や家庭の事情で、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていない中学生を対象に、地域住民の協力により学習支援を行う「地域未来塾」を支援します。
- 発達障がいの子どもの支援のため、個々の適性や興味に応じた指導を様々な教育機関と連携して行い、個性を伸ばし自信や自尊心を育みます。

◇子どもの未来を切り拓く多様な教育の充実

- 社会変化の激しい時代のなかで必要となる基礎的・基本的な知識・技能やそれを活用する力、コミュニケーション力等、子どもが自ら未来を切り拓いていく21世紀型の学力を伸ばす取組を行います。
- 子どもたちが意欲をもって学び、実社会で必要となる実践力やコミュニケーション力を身に付けるため、情報通信技術(ICT)を活用した学力の育成を図ります。
- 児童生徒の職業観や社会性を育成するため、地域社会、産業界と連携し、職業体験、就業体験を推進します。
- 自らが生まれ育った地域を理解し、ふるさとに誇りと愛情を持ち大切にすることを育むため、県立高校において長野県の歴史・文化等に係る学習や地域の特色を生かして独自に取り組む探究的学習を実施します。

＜あるべき姿3＞ 「すべての子どもが多様な自立を実現できる」

◇子どもの自立と就労への支援

＜経済的支援＞

- 経済的な理由で大学への進学が困難な生徒を支援するため、県内の大学・短大に進学する際の入学金等の一時金に対して奨学金を給付します。
- 民間企業からの寄付金を基にした奨学金制度により、児童養護施設に入所又は里親への委託措置を受けていた子どもの大学、短大等への進学を支援します。また、経済的困難を抱えながら、県内大学に進学した学生に対し、在学中の修学資金を給付します。
- 経済的な支援が必要な私立専門学校生に対して、授業料の軽減や修学支援アドバイザーの配置による個別相談などの支援を実施します。
- 介護福祉士、看護師、保育士養成施設に在学する学生に対し、返還免除型の修学資金を貸与することにより、修学を支援します。
- 児童養護施設等を退所又は里親等への委託措置を解除された児童が安定した生活基盤を築き、円滑に自立していけるよう、就職や大学等に進学する際の生活費等に対して、返還免除型の資金の貸付けを行います。

＜相談支援等＞

- 児童養護施設等を退所して就職等する児童に、共同生活を行う住居を提供して、生活指導などを行う自立援助ホームの運営を支援します。
- 児童福祉施設等を退所する子どもに対し、就職や住居の賃借の身元保証人となる施設長を支援し、施設入所児童の自立を促進します。
- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた職業生活設計の個別相談、就職情報の提供、職業紹介の機能を強化し、就職に悩みを抱える若者等の職業的自立を図ります。
- 県内の未就職の若者等を対象に職場実習を含む研修を実施し、企業が求める人材を育成して若者の正社員としての就労を促進します。

○主な達成目標

これまで掲げた施策により、以下の目標を達成します。

指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
生活保護世帯の児童の 高校等進学率	93.5% (H25年度)	95.0%	専修学校等を含む。全体の 進学率に近づくよう設定
児童養護施設入所児童 の高校等進学率	89.3% (H25年度)	95.0%	専修学校等を含む。全体の 進学率に近づくよう設定
児童養護施設入所児童 の大学等進学率	35.3% (H25年度)	40.0%	専修学校等を含む。全体の 進学率に近づくよう設定
ボランティアによる学習 支援実施箇所数	4箇所 (H27年度)	8箇所	県のモデル実施から市町村 への移管を予定
母子家庭等就業・自立 支援センター登録者の 就業率	80.0% (過去3年の平均)	80.0%	ひとり親家庭に対して就職 のための支援を行う「母子 家庭等就業・自立支援セン ター」の登録者のうち、就業 に至った割合

(注) 進学率の現状の数値は、いずれも平成24年度末卒業者の平成25年度における進学の状態を示したもの。